

六稜会館利用細則

六稜会館利用規定に基づき、平成30年4月より下記の通りとする。

記

1. 利用申込書の提出・確認

利用者はホームページ・電話等により空きを確認の上、利用申込書を提出すること。事務局より許可書を送付することで確認とする。

2. 会館維持協力金

利用者は下記の維持協力金を同窓会事務局に納入すること。

その目的は光熱費、清掃・保全費等の一部に充当するためである。

3階ホール 2,000円/1時間当り

3階会議スペース 2,000円/1単位

2階会議室 2,000円/1単位

1階サロン 2,000円/1単位

単位とは (朝) 10:00～13:00

(昼) 13:00～16:00

(夕) 16:00～18:45

尚、学校行事及び同窓会公式行事にて使用する場合は納入を免除する。

学校・クラブOB会など合同開催の場合、共同練習等は免除。

飲食を伴う総会・懇親会は維持協力金を納入のこと。

3. 休館日及び会館時間

休館日・・・年初に学校と打ち合わせて決定する。

会館時間 平日・・・・・・・・・・・・・・・・・・10:00～18:45

土曜日・日曜日他休日・・・・・・・・・・10:00～17:00(個別打合せ)

4. 会館サポーターの利用

会館サポーターと称する行事運営補助者を必要とする場合は利用責任者と合議の上、人選してサポーターを準備できる。

5. 利用責任者の役割

机・椅子等の原状復帰、ゴミの収集と所定位置への運搬、(電灯、エアコン、換気扇の電源を切断すること、施錠及び鍵の返還は利用責任者の役割である。詳細は事務局の指示に従うこと。

以上